

新	旧
約款・規定集 信用取引口座約款 (第1条～第10条 省略) 第11条（代用有価証券の取扱い） 1. お客様は、当社が代用有価証券として不適格と判断したものを除き、<u>当社でお預かりするお客様の株券、ETF（上場投資信託）、REIT（不動産投資信託）及びETN（上場投資証券）（この項において、これらを総称して「株券等」といいます。）について、国内の取引所金融商品市場に上場されている株券等はすべて代用有価証券として差し入れるものとし、アメリカ合衆国に所在する適格外国金融商品市場に上場されている株券等はおお客様の指示により代用有価証券として差し入れるものとします。</u> (以下、省略) 令和6年6月1日 改訂	約款・規定集 信用取引口座約款 (第1条～第10条 省略) 第11条（代用有価証券の取扱い） 1. お客様は、当社<u>でお預かりするお客様の株券、ETF（上場投資信託）及びREIT（不動産投資信託）、ETN（上場投資証券）について、当社が代用有価証券として不適格と判断したものを除き、すべて代用有価証券として差し入れるものとします。</u> (以下、省略)